

池田市まちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ池田市職員を講師として派遣し、池田市の市政のうち当該職員が担当する分野について説明や実施指導する出前講座（以下「まちづくり出前講座」という。）を実施することにより、市民の生涯学習活動を振興し、併せて市政に関する理解を深め、もってまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 まちづくり出前講座は、池田市内（以下「市内」という。）に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する10人以上の団体・グループ（まちづくり出前講座を受講するために一時的に組織されたものを含む。）を対象とする。

(内容)

第3条 まちづくり出前講座の内容は市長が別に定め、公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する項目以外の講座の開催について要望が出された場合は、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。

(実施時間及び場所)

第4条 まちづくり出前講座は、1講座当たり90分以内とし、平日の午前9時から午後9時までの間で申し込みのあった時間に実施する。

2 まちづくり出前講座の実施場所は、原則市内に限るものとする。

(申し込み等)

第5条 まちづくり出前講座を受講しようとする団体（以下「申請団体」という。）の代表者は、受講しようとする日の2週間前までに、池田市まちづくり出前講座受講申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 まちづくり出前講座を受講するために必要な施設は、申請団体が用意するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条第1項の申し込みがあったときは、内容、日時等について、当該申し込みのあったまちづくり出前講座の担当課と調整の上、実施の可否を決定し、池田市まちづくり出前講座実施（決定・却下）通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

(申し込みの却下)

第7条 市長は、申請団体の活動内容が次の各号の一に該当するときは、第5条第1項の申し込みを却下するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反すると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくり出前講座の実施にふさわしくない活動と認められるとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定によりまちづくり出前講座の実施の決定を受けたものは、実施日時、実施場所その他の申請事項を変更しようとするとき、又は当該実施の決定を受けたまちづくり出前講座の受講を取りやめようとするときは、池田市まちづくり出前講座受講(変更・取りやめ)届(第3号様式)により、直ちに市長に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(受講日の変更又は取消し)

第9条 市長は、不測の事態の発生により職員を出前講座の講師として派遣することが困難となったときは、申込者又は受講承認者と協議の上、受講日時を変更又は取り消すことができる。

(費用)

第10条 まちづくり出前講座の受講にかかる費用は、無料とする。ただし、教材費その他の実費は、申請団体の負担とする。

(講師の派遣に係る事務)

第11条 講師の派遣に係る事務は、各項目を分掌する担当課が行うものとする。

(結果報告)

第12条 講師を務めた職員は、講座終了後速やかに池田市まちづくり出前講座結果報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

(庶務)

第13条 申し込み受付等の庶務は、担当課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

池田市まちづくり出前講座受講申込書

年 月 日

池田市長 様

団体名
住 所
代表者 氏 名
T E L

池田市まちづくり出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

講座メニューの 希望講座名					
希望日時	1希望	年	月	日()	時 分～ 時 分
	2希望	年	月	日()	時 分～ 時 分
会 場	(名 称) (所在地)				
参加予定人数					
集会等の名称					
開 催 目 的					
備 考					

まちづくり出前講座決裁欄 (申込者は記入しないでください。)				
	課 名	課 長	課長代理	担 当
担 当 課	課			
出前講座事務局	課			

まちづくり出前講座について、出前講座実施（決定・却下）通知書のとおり決定する。

第2号様式（第6条関係）

池田市まちづくり出前講座実施（決定・却下）通知書

年 月 日

団体名
代表者 様

池田市長

年 月 日付けで申し込みのありました出前講座については、次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

講座名	
日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
場所	
講師	
受講条件	
否決理由	
備考	

第3号様式（第8条関係）

池田市まちづくり出前講座受講（変更・取りやめ）届

年 月 日

池田市長 様

団体名
住 所
代表者 氏 名
T E L

年 月 日付けで決定のありました出前講座の受講について、次のとおり（変更・取りやめ）をしたいので、届け出ます。

変更内容	
理 由	

備考：取りやめの場合は、理由欄のみ記入してください。

第4号様式(第12条関係)

池田市まちづくり出前講座結果報告書

年 月 日

総合政策部長 様

所属・職
氏名

下記のとおり、池田市まちづくり出前講座を実施しましたので、池田市まちづくり出前講座実施要綱第12条の規定によりその結果を報告します。

講座名	
日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分
場所	
受講団体名	
参加人数	
実施状況	
備考	